総 国 政 第 １ ０ ４ 号
平成２３年１２月１９日

# 原子力災害避難住民等交流事業費補助金（ＩＣＴ地域のきずな再生・強化事業）交付要綱

（通則）

第１条　原子力災害避難住民等交流事業費補助金（ＩＣＴ地域のきずな再生・強化事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号)、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成２３年法律第９８号、以下「原発避難者特例法」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的等）

第２条 この補助金は原発避難者特例法第３条第１項の規定により総務大臣の指定を受けた市町村（当該市町村が加入する一部事務組合及び広域連合を含む。以下「指定市町村」という。）又は連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる地方公共団体に委任をして実施することを約した指定市町村を含む複数の地方公共団体をいう。以下同じ。)（以下「指定市町村等」という。）に対し、原子力災害避難住民等交流事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部について補助することにより、平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響によりその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた避難住民等と避難元市町村とのきずなの維持及び避難住民等の一体感の醸成を図り、もって被災地域の復興を促進すること目的とする。

２　補助事業の実施に係る資金の流れについては、東日本大震災復興基本法（平成２３年法律第７６号）第９条を踏まえ、国の財政と地方公共団体の財政との関係を含めてその透明化を図るものとする。

（定義）

第３条　この要綱において、「補助事業」とは、指定市町村等が、避難住民等と避難元市町村とのきずなの維持及び避難住民等の一体感の醸成を図るため、避難住民等に対する行政情報等の提供等に必要な情報通信環境を構築する事業をいう。

２　この要綱において「補助事業者」とは、補助金の交付決定通知を受けた指定市町村等をいう。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費の総額とする。

（交付額）

第５条　総務大臣（以下「大臣」という。）は、前条の補助対象経費の３分の１に相当する額を、予算の範囲内において指定市町村等に補助する。ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件あたり１００万円をそれぞれ下限とする。

２　算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする指定市町村等（以下「申請者」という。）は、様式第１号による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

２　申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

第７条　大臣は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第２号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

２　大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

３　大臣は、第１項による交付の決定を行うに当たっては、前条第２項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

４　大臣は、前条第２項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第８条　補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申

請を取り下げることができる。
２　補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第１項の通知があった日から２０日以内に、様式第３号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

（変更等の承認）
第９条　補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第４号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
（１）事業費の額の２０パーセントを超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。
（２）補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
ア　補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
イ　補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
ウ　補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合
２　大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
３　大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第５号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。
４　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第６号による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）
第１０条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第７号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）
第１１条　補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第８号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して１か月を経過した日又は翌会計年度の４月５日のいずれか早い日までに、様式第９号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

２　補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の４月３０日までに前項の報告書を大臣に提出しなければならない。

３　補助事業者は、第１項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定等）

第１３条　大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第９条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第１０号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

２　前項において確定をしようとする補助金の額に、１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

３　大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

４　前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（支払）

第１４条　補助金は、前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、大臣が必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

２　補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第１１号による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１５条　大臣は、第９条第４項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第７条の決定の内容（第９条第１項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
（２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
（３）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
（４）交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

４　第２項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第１３条第４項の規定を準用するものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１６条　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第１２号の報告書を大臣に提出しなければならない。

２　大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　第１３条第４項の規定は、前項の返還について準用するものとする。

（補助事業の経理）

第１７条　補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

（補助金交付の際付す条件）

第１８条　補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第１３号による承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

２　補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
３　補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分に関する承認の特例）
第１９条　前条第１項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第１３号による届出書の提出をもって大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

（財産の処分による収入の納付等）
第２０条　補助事業者は、第１８条第２項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合には、速やかに様式第１３号による承認申請書又は届出書を大臣に提出しなければならない。
２　大臣は、前項の提出があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。
３　第１項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して２０日以内とし、期限内に納付がない場合には、大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（収益納付）
第２１条　大臣は、補助事業者に、補助事業によって整備した設備の貸与等により相当の収益が生じたと認められる場合は、補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付すべき旨を命じることができる。
２　収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、大臣が別に定める。

（書類の提出）
第２２条　この要綱に定める申請書その他の書類は、正本１通に副本１通を添えて、申請者及び補助事業者の所在地を管轄区域とする総合通信局長を経由して、大臣に提出するものとする。

（その他必要な事項）
第２３条　補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成２３年１２月１９日から適用する。

別表

| 交付対象 | 内容 |
| --- | --- |
| 設備費 | （１）次に掲げる設備の設置等に要する経費<br>（ア）送受信装置<br>（イ）伝送路設備（光電変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置等を含む）<br>（ウ）情報通信端末<br>（エ）無線アクセス装置（衛星を含む）<br>（オ）送受信アンテナ<br>（カ）送受信機（予備送信機を含む）<br>（キ）構内伝送路<br>（ク）電源設備（予備電源設備を含む）<br>（ケ）通信機能付き電力変換装置（発電・蓄電装置含む）<br>（コ）鉄塔<br>（サ）センター・局舎施設<br>（シ）外構施設<br>（ス）ヘッドエンド装置<br>（セ）取材用機器（予備装置・周辺機器を含む）<br>（ソ）監視・観測装置<br>（タ）編集装置<br>（チ）管理測定装置（監視機能を含む）<br>（ツ）管理測定表示装置<br>（テ）その他事業を実施するために必要な経費<br>（２）（１）に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費<br>（３）（１）及び（２）に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）<br>（４）附帯工事費 |
| 企画・開発費 | 次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費<br>（１）プログラム開発に係る役務費（設計を含む）<br>（２）電子計算機使用料<br>（３）ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）<br>（４）システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費<br>（５）その他事業を実施するために必要な経費 |

## 様式目次

様式第１号　原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付申請書........................ １
様式第２号　原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付決定通知書.................... ５
様式第３号　原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付申請取下げ届出書.............. ８
様式第４号　原子力災害避難住民等交流事業費補助金補助事業の変更承認申請書.......... ９
様式第５号　原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付決定変更通知書.............. １０
様式第６号　原子力災害避難住民等交流事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書.. １２
様式第７号　原子力災害避難住民等交流事業費補助金補助事業事故報告書.............. １３
様式第８号　原子力災害避難住民等交流事業費補助金補助事業状況報告書.............. １４
様式第９号　原子力災害避難住民等交流事業費補助金補助事業（年度終了）実績報告書.. １５
様式第１０号　原子力災害避難住民等交流事業費補助金の額の確定通知書.............. １７
様式第１１号　原子力災害避難住民等交流事業費補助金精算（概算）払請求書.......... １８
様式第１２号　消費税額の額の確定に伴う報告書.................................. １９
様式第１３号　原子力災害避難住民等交流事業費補助金に係る財産処分承認申請／届出書　２０

**様式第１号**（第６条第１項関係）

番　　　　号
年　　月　　日

総務大臣　　　殿

申請者の名称　代表者氏名　（注１）　　　　　印

原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付申請書

原子力災害避難住民等交流事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第５条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の目的

２　交付を受けようとする補助金の額（注２）　　金　　　，　　　千円

３　補助事業の概要
□　別紙１

４　添付資料
(1)　補助事業に要する経費の見積書
(2)　別紙２　工事概要書
(3)　補助事業を連携主体が行うものについては、
ア　当該補助事業を行う連携主体を構成する全団体を列記したもの
イ　本様式に従って交付申請書を提出する市町村が、当該補助事業を行う連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注３）

（注１）連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　　　　　印　　」
と記載すること。
（注２）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

（注３）連携主体を構成するすべての市町村が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

別紙１

補助事業の概要

| | |
|---|---|
| 地方公共団体名<br>代表者氏名 | （注） |
| 補助事業の目的 | |
| 補助事業の内容 | |
| 着工予定日 | |
| 完了予定日 | |

（千円）

| 国庫補助金申請額（事業費×補助率） | | 事 業 費 |
|---|---|---|
| 設備費 | | |
| 企画・開発費 | | |

| |
|---|
| 備　考 |

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長名　　　　　　　　　　」
と記載すること。

添付書類
(1) 補助事業に係るネットワーク構成図（連携主体が行う場合は、複数の地方公共団体にまたがる区域で、設備の設置が行われる事業であることが分かるようにすること。また、応急仮設住宅の入居者が当該仮設住宅に入居している間のみ使用するための設備であって、かつ、当該応急仮設住宅と一体となって使用される設備については、それが分かるようにすること。）
(2) 需要調査の結果等、補助事業の必要性及び規模の適正性を示す資料
(3) 補助事業により提供されるサービスエリア図等（運営方式（ＩＲＵ方式、公設公営方式等）、エリア内世帯数及び人口（応急仮設住宅等への避難住民の内訳含む）、サービス開始予定年月日が分かるようにすること）
(4) 補助事業による情報配信の方法及び内容等を示す事業の概念図
(5) 補助事業を継続して運営できる体制が構築されていることを示す資料（事業の実施体制）

別紙２

工事概要書

事業を行う者の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　印（注１）

１　設置場所（注２）　○○県　○○郡　○○町　○○丁目　○○番地

２　施設の内容（記載例）
(1) 建物の構造等　　　○○○○造　　○階建
(2) 建築面積　　　　　○○○．○㎡
(3) 延べ床面積　　　　○○○．○㎡
(4) 鉄塔の構造等　　　○○○○型　　高さ（地上高）　○○m
(5) 中継増幅装置の数　○台

３　実施計画
(1) 着工（予定）年月日　　　　年　　月　　日
(2) 完了（予定）年月日　　　　年　　月　　日

４　資金計画

（千円）

| 収入 | | 支出 | |
|---|---|---|---|
| 財源内訳 | | 経費区分 | （事業費） |
| 補助金 | 交付（予定）額 | 設備費 | |
| | | | |
| 対策事業を行う者の負担額 | 予　算　額 | 企画・開発費 | |
| 借入金 | | | |
| 自己資金 | | | |
| その他（　　）（注３） | | | |
| 小計 | | | |
| 合計 | | 合計 | |

５　添付図面
(1) 用地付近の見取図
(2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）

（注１）連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　　　　　印　　　」
と記載すること。

（注２）施設及び設備を設置する地下鉄、地下街、地下駐車場、道路又はトンネルに固有名称が有る場合は、当該名称を付記すること。

（注３）財源の内容を記入すること。

**様式第２号**（第７条第１項関係）

番　　　　号
年　　月　　日

申請者の名称　代表者氏名（注１）　　　　殿

総務大臣　　　印

原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付決定通知書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　　号で申請のあった原子力災害避難住民等交流事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第８条の規定により通知する。

記

１　補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、
　□　申請書に記載されたとおりとする。
　□　一部修正の上、別紙１のとおりとする。

２　補助金の交付決定額は、　　　金　　　，　　　千円とする。

３　内訳は次のとおりとする。

（千円）

| 経費区分 | 交付決定額 |
|---|---|
| 設備費 | |
| 企画・開発費 | |
| 合計 | |

４　補助金の交付条件（注２）

○補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）並びに原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱等」という。）の規定に従わなければならない。
○補助事業の完了後に支払う補助金の額は、実績報告書を交付要綱等に基づき審査した上で確定させるものとする。
○補助事業者は、補助事業を継続して運営できる体制の確保に努めるものとする。

（注１）連携主体にあっては、

「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　　　　　　　　　　」
と記載する。

（注２）交付要綱第７条第２項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

別紙１

補助事業の概要

| | |
|---|---|
| 地方公共団体名<br>代表者氏名 | (注) |
| 補助事業の目的 | |
| 補助事業の内容 | |
| 着工予定日 | |
| 完了予定日 | |

（千円）

| 国庫補助金申請額（事業費×補助率） | | 事 業 費 |
|---|---|---|
| 設備費 | | |
| 企画・開発費 | | |

| 備　考 |
|---|
| |

（注）連携主体にあっては、
（例）「　連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」
と記載する。

**様式第３号**（第８条第２項関係）

番　　　　　号
年　　月　　日

総務大臣　　　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注）　　　　　　印

原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった原子力災害避難住民等交流事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第９条第１項の規定により、同補助金　　,　　　千円の交付申請（平成　　年　　月　　日付け　　第　　号）を取り下げます。

記

１　不服のある交付決定の内容又は交付の決定に付された条件

２　理由

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　　　　　印　　　」
と記載すること。

**様式第４号**（第９条第１項関係）

番　　　　　号
年　　月　　日

総務大臣　　　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注）　　　　　　　　　印

原子力災害避難住民等交流事業費補助金補助事業の変更承認申請書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった原子力災害避難住民等交流事業費補助金補助事業の一部を変更する必要があるので、原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付要綱第９条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　変更事項及びその内容

（千円）

| 変　更　事　項 | | 変　　更　　前 | 変　　更　　後 |
|---|---|---|---|
| 内容 | | | |
| 経費の配分 | 設備費 | | |
| | 企画・開発費 | | |
| | 合計 | | |

２　変更を必要とする理由

３　変更が補助事業に及ぼす影響

４　添付書類
　補助事業の対象となる事業の概要（添付書類　様式第１号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

５　交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。
　交付を受けようとする補助金の額　　金　　　　,　　　　千円
　補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　　　　　　印　　　」
と記載すること。

**様式第５号**（第９条第３項関係）

番　　　　号
年　　月　　日

補助事業者の名称　代表者氏名（注１）　　　殿

総務大臣　　　印

原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付決定変更通知書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　　号で申請のあった原子力災害避難住民等交流事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「法」という。）第１０条第１項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第１０条第４項の規定に基づき通知する。

記

１　補助金の交付の対象となる事業の内容は、
　□　変更承認申請書に記載されたとおりとする。
　□　一部修正の上、別紙１のとおりとする。

２　補助金の交付決定額は、　　　金　　　，　　　千円とする。
（本変更承認前の交付決定額は、　　金　　，　　　　千円）

３　内訳は次のとおりとする。

（千円）

| 経費区分 | 交付決定額 |
|---|---|
| 設備費 | |
| 企画・開発費 | |
| 合　　計 | |

４　補助金の交付条件（注２）

○補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）並びに原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

○補助事業者は、補助事業を継続して運営できる体制の確保に努めるものとする。

（注１）連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　　　　　　　　」
と記載すること。

（注２）交付要綱第７条第２項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

別紙１

補助事業の概要

| | |
|---|---|
| 地方公共団体名<br>代表者氏名 | |
| 補助事業の目的 | |
| 補助事業の内容 | |
| 着工予定日 | |
| 完了予定日 | |

（千円）

| 国庫補助金申請額（事業費×補助率） | | 事 業 費 |
|---|---|---|
| 設備費 | | |
| 企画・開発費 | | |

| 備　考 |
|---|
| |

**様式第６号**（第９条第４項関係）

番　　　　　号
年　　月　　日

総務大臣　　　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注）　　　　　　　　印

原子力災害避難住民等交流事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった原子力災害避難住民等交流事業費補助金補助事業を中止（廃止）したいので、原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付要綱第９条第４項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　中止（廃止）する事業内容

２　事業を中止（廃止）する理由

３　経費の支出額内訳

（千円）

| 経 費 区 分 | 既施工等部分額 | 未施工等部分額 | 合　　計 |
|---|---|---|---|
| 設備費 | | | |
| 企画・開発費 | | | |
| 合　　計 | | | |

４　事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）
(1)　中止期間　　　　年　　月　　日 ～　　　年　　月　　日
(2)　完了予定日　　　年　　月　　日

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　　　　　印　　　」
と記載すること。

**様式第７号**（第１０条関係）

番　　　　号
年　　月　　日

総務大臣　　　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注）　　　　　　　　　　印

原子力災害避難住民等交流事業費補助金補助事業事故報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった原子力災害避難住民等交流事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付要綱第１０条の規定により報告します。

記

１　事故の内容及びその原因

２　補助事業の現在の進捗状況

３　現在までに要した経費

４　事故に対してとった措置

５　補助事業の遂行及び完了の予定

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　　　　　　印　　　」
と記載すること。

**様式第８号**（第１１条関係）

番　　　　　号
年　　月　　日

総務大臣　　　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注１）　　　　　　　　　印

原子力災害避難住民等交流事業費補助金補助事業状況報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった原子力災害避難住民等交流事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付要綱第１１条の規定により報告します。

**記**

１　交付決定額の進捗状況

（千円）

| 経 費 区 分 | 交付決定額<br>(A) | 実績額<br>(B) | 進捗率<br>(B/A)% | 差　　額<br>(A-B) | 実績見込額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 設備費 | | | | | |
| 企画・開発費 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

２　補助事業の遂行状況
　補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

（注１）連携主体にあっては、
　　「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
　　　　　　　　　　　　市町村長　　　　　　　印　　　」
　と記載すること。

**様式第９号**（第１２条第１項関係）

番　　　　　号
年　　月　　日

総務大臣　　　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注１）　　　　　　　　　印

原子力災害避難住民等交流事業費補助金補助事業（年度終了）実績報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった原子力災害避難住民等交流事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成　　年度における実績について、原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付要綱第１２条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の実施状況

（千円）

| 交付決定年月日<br>補助金交付額 | 概算払金額<br>（累計） | 補助金交付<br>実績額 |
|---|---|---|
| | | |

２　事業の実施状況　（注２）

| | |
|---|---|
| 着　工　日 | |
| 完　了　日 | |

３　事業収支総括表

（円）

<table>
<tr><th colspan="5">収　　入</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">補　助　金</td><td>交付決定年月日<br>交付決定額</td><td>概算払年月日<br>概算払金額</td><td>精算払年月日<br>精算払金額</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県、市町村又は<br>一般社団法人等の負担額</td><td>予　算　額</td><td rowspan="7"></td><td>実　績　額</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>事業者等の負担金</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自　己　資　金</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他（　　　）（注３）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>小　　　計</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合　　　計</td><td></td><td></td></tr>
</table>

(円)

| 支　出 | | |
|---|---|---|
| 経 費 区 分 | 予　算　額 | 実績額（支出額合計） |
| 設備費 | | |
| 企画・開発費 | | |
| 合　　　計 | | |

4補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額　　金　　　　　,　　　　千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5　添付書類
（1）経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
（2）交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

（注１）連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　　　　　印　　　」
と記載すること。

（注２）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

（注３）財源の内容を記入すること。

**様式第１０号**（第１３条第１項関係）

番　　　　　号
年　　月　　日

補助事業者の名称　代表者氏名（注）　　　　　　　殿

総務大臣　　　印

原子力災害避難住民等交流事業費補助金の額の確定通知書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で実績報告のあった原子力災害避難住民等交流事業費補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１５条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付要綱第１３条第３項の規定により、平成　　年　　月　　日までに返還を命じる。

記

１　補助金の確定額は、　　　　金　　　，　　　千円とする。

２　内訳は次のとおりとする。

（千円）

| 経費区分 | 交付確定額 |
|---|---|
| 設備費 | |
| 企画・開発費 | |
| 合　　計 | |

３　返還額

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　　　　　　　　　」
と記載する。

**様式第１１号**（第１４条第２項関係）

番　　　　　号
年　　月　　日

総務大臣　　　　　　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注１）　　　　　　　　　印

原子力災害避難住民等交流事業費補助金精算（概算）払請求書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった原子力災害避難住民等交流事業費補助金の精算払（第　　回概算払）を受けたいので、原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付要綱第１４条第２項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

記

１　請求（返還）金額　　金　　　，　　　千円也

２　内　訳（注２）

（千円）

| 経 費 区 分 | 交付決定額 | 確定額<br>A | 概算払受領額<br>B | 差引請求（返還）額<br>A－B |
|---|---|---|---|---|
| 設備費 | | | | |
| 企画・開発費 | | | | |
| 合　　計 | | | | |

（概算払の場合）

（千円）

| 経 費 区 分 | 交付決定額<br>A | 前回までの概算払受領額B | 今回請求額<br>C | 残　額<br>A－B－C |
|---|---|---|---|---|
| 設備費 | | | | |
| 企画・開発費 | | | | |
| 合　　計 | | | | |

（注１）連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　　　　　印　　　」
と記載すること。

（注２）負の金額には△印を付すこと。

様式第１２号（第１６条第１項関係）

番　　　　号
年　月　日

総務大臣　　　　　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注１）　　　　　　　　印

平成　　年度消費税額の額の確定に伴う報告書

原子力災害避難住民等交流事業費補助金交付要綱第１６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　補助金額（交付要綱第１３条第１項による額の確定額）　　　　　　円

２　補助金の確定時における消費税仕入控除税額　　　　　　円

３　消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額　　　　　　円

４　補助金返還相当額（２－１）　　　　　　円

（注１）連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　　　　印　　」
と記載すること。

（注２）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第１３号（第１８条第１項、第１９条、第２０条第１項関係）

番　　　　　号
年　　月　　日

総務大臣　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注１）　　　　　　　　印

原子力災害避難住民等交流事業費補助金に係る財産処分 承認申請／届　出 書

平成　　年度において、原子力災害避難住民等交流事業費補助金により取得した設備の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり 申請します。／届け出ます。

記

1　処分の内容
（取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

2　処分の理由

3　取得財産の概要
⑴ 設備の名称

⑵ 設備の設置者（事業主体）の名称

⑶ 施設の所在地

⑷ 事業費
（ア）　国庫補助金
（イ）　都道府県負担金
（ウ）　市町村負担金
（エ）　一般社団法人等負担金
（オ）　電気通信事業者事業者負担金
（カ）　その他法人等負担金

4　処分の概要
⑴ 処分しようとする相手方（注２）

⑵ 処分しようとする財産の範囲
（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）

⑶ 処分の期間（注２）

⑷ 処分の条件（注２）
（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を

含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成２０年総官会第７９０号）に定める額を記入する。）

５　添付書類

間接補助事業者から都道府県に対する承認申請・届出書の写し（間接補助事業の場合に限る。）

（注１）連携主体にあっては、

「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表

市町村長　　　　　　　印　　　」

と記載すること。

（注2）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

原子力災害避難住民等交流事業費補助金（ＩＣＴ地域のきずな再生・強化事業）
交付要綱について【補足事項】

平成２３年１２月１９日

## １　財産の処分制限期間について

⑴ 交付要綱第１８条第１項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）において規定される耐用年数に相当する期間とする。

⑵ 交付要綱第１９条第１項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則に定めるところによるものとする。

## ２　交付対象施設等について

⑴ 交付要綱別表の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。

⑵ 交付要綱別表の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。

## ３　財産処分について

⑴ 交付要綱第１９条第２項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第１２条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。

⑵ 交付要綱第２０条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成２０年４月３０日総官会第７９０号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。

ア　災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取壊し並びに建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄である場合

イ　間接補助事業者から補助事業者たる地方公共団体への無償の転用である場合

ウ　連携主体に属する地方公共団体から同一の連携主体に属する他の地方公共団体への無償の転用である場合

エ　補助事業完了後１０年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を、公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。

　地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研究施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等)、社会体育施設（体育館等)、 文化施設（美術館等）、児童福祉施設、(児童館等）、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（ＮＰＯ）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎

オ　現に補助金が交付又は交付決定されている補助事業において、特定地方公共団体が抱える課題を情報通信技術の利活用を通じて効率的・効果的に解決し、被災地域の復興を促進するため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外の者に利用させる場合

カ　応急仮設住宅の入居者が当該応急仮設住宅に入居している間のみ使用するための設備であって、かつ、当該応急仮設住宅と一体となって使用される設備である場合に、当該応急仮設住宅の撤去に伴い補助事業の目的を達成した場合であって、補助事業者が処分するものである場合

⑶ 交付要綱第２１条の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合における納付金額は、残存価値額（処分する施設又は設備に係る補助額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額）とする。

## ４　その他

交付要綱に定める様式第１号から様式第１３号までの用紙は、日本工業規格Ａ列４番によるものとする（添付書類を除く。)。

別　紙

交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

１　電柱
２　接地線
３　屋外照明施設
４　マンホール
５　空調設備
６　監視設備
７　航空標識灯設備
８　消火設備
９　水道施設
10　貯水タンク
11　ろか器
12　洗面・手洗施設
13　仮眠施設
14　モニターテレビ
15　修理工具
16　混信対策防止装置
17　ゴーストキャンセラー
18　中継用固定無線装置
19　地下埋設設備
20　構内柱
21　予備送受信機
22　１から２１までに掲げるものに類する施設・設備